

長島愛生園・邑久光明園の将来構想と 将来構想をすすめる会・岡山

岡山県瀬戸内市長の武久^{あきなり}顕也です。ご存知のとおり瀬戸内市は全国で唯一、2つの国立ハンセン病療養所を擁する基礎自治体（市町）です。長島愛生園は1930（昭和5）年に日本初の国立ハンセン病療養所として、邑久^{おく}光明園は室戸台風により大きな被害を受けた大阪市内の第3区府県立外島保養院が1938（昭和13）年に再興される形でそれぞれ当時の邑久^{もかけ}郡裳掛村（現在の瀬戸内市邑久町虫明）の長島に開設され、今日に至ります。長島両園の入所者数は第2次世界大戦中には最大3,000名を超えていましたが、現在では300名弱となり、平均年齢は85歳を超えています。

私は2010（平成22）年6月から「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」の会長を務めさせていただいております。「すすめる会・岡山」では多くの皆様のご尽力の下、2011（平成23）年に長島両園それぞれの将来構想を策定し、現在これら構想の早期実現を目指し活動しております。

今回、社会福祉法人ふれあい福祉協会様のご協力により瀬戸内市民の皆様のみならず、全国の皆様に私ども「すすめる会・岡山」の活動を小冊子としてお知らせする機会を得ることができました。この小冊子が「すすめる会・岡山」の活動をより多くの皆様にご理解いただく契機となり、ハンセン病問題への正しい理解の普及啓発につながることを願っております。

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山
会長（岡山県瀬戸内市長）武久 顕也

長島愛生園・邑久光明園の将来構想

瀬戸内市 将来構想

検索

長島愛生園及び邑久光明園入所者の皆様が十分な療養及び良好な生活環境を確保するとともに、施設の地域への開放、入所者と地域住民の交流のあり方など、長島愛生園及び邑久光明園並びに長島全体の将来のあり方を検討することを目的として2011（平成23）年3月に「すすめる会・岡山」により長島両園それぞれについて策定されました。



将来構想

基本計画（長島愛生園）

- ★ 健康・医療・福祉の充実
- ★ ハンセン病問題の啓発

基本計画（邑久光明園）

- ★ 医療機関の充実維持
- ★ 人権教育の場として整備
- ★ 福祉タウンの検討

基本計画（長島全体）

- ★ 生活の質が向上する対策
- ★ 納骨堂の恒久的維持管理
- ★ 人権学習の場として整備
- ★ 入所者の生活した証の施設の充実整備と施設を結ぶ散策路の整備
- ★ ハンセン病政策の歴史を語る人権の島として位置付け
- ★ 瀬戸内に浮かぶ美しい島の景観形成
- ★ 公共交通の充実
- ★ 歴史公園の整備

「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」（「すすめる会・岡山」）

2009（平成21）年に施行された「ハンセン病問題基本法」を具体的に実現すべく、2011（平成23）年3月に長島両園それぞれの将来構想を策定し、今日に至るまで年4回の「すすめる会・岡山」定例会にて進捗管理を行っています。「すすめる会・岡山」の構成員は長島両園入所者自治会、長島両園幹部職員、労働組合、ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団、岡山県医療ソーシャルワーカー協会、岡山県、瀬戸内市で、事務局は瀬戸内市市民課に設置されています。定例会は原則公開されますので、傍聴を希望される方は瀬戸内市市民課（0869-22-3922）までお問い合わせください。

ハンセン病と日本の隔離政策、ハンセン病問題について

■ ハンセン病とは ■



らい菌（電子顕微鏡写真）
写真提供：国立感染症研究所



アルマウエル・ハンセン（1841-1912）
写真提供：国立ハンセン病資料館

ハンセン病は、「らい菌」という細菌がおこす慢性の感染症です。病名は1873（明治6）年にらい菌を発見したノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンの名前に由来します。

※日本では従来、「癩（らい）病」と呼ばれていましたが、「癩（らい）」という言葉が偏見や差別を生むとして、現在では法律用語や医学用語、または歴史的資料からの引用以外では使われていません。

らい菌の病原性は極めて低く、感染したとしても人間の免疫力によって簡単に排除されてしまうため、発病に至ることは非常にまれです。その証拠として日本の療養所の医師や職員がハンセン病を発病した例はありません。さらに、人間のらい菌に対する免疫力は社会の経済状態が向上することによって高まるため、国が経済的に発展することによって自然に消滅する病気であることが知られています。従って、こんにちの日本を含む先進国では新たな発病を見ることがほとんどできません。

ハンセン病は発病すると、皮膚と末梢神経が侵され、皮膚の病変や知覚まひがもたらされます。適切な治療法が開発され、ハンセン病は早期発見・早期治療により後遺症を残すことなく完治できるようになっています。

世界中では発展途上国を中心に毎年20万人前後の新規患者数が報告されており、各国政府とWHO（世界保健機関）、民間団体がその制圧をめざして活動しています。

■ 隔離政策と長島の歴史 ■

年	1873 (明治6)	1897 (明治30)	1907 (明治40)	1909 (明治42)	1923 (大正12)	1930 (昭和5)	1931 (昭和6)	1934 (昭和9)	1938 (昭和13)	1945 (昭和20)	1947 (昭和22)	1948 (昭和23)
出来事	A. ハンセンが「らい菌」を発見	第1回 国際らい会議	法律第11号「癩予防ニ関スル件」公布	第3回 国際らい会議 第3区府県立外島保養院開設	第3回 国際らい会議	長島愛生園開設	癩予防法施行 満州事変勃発	室戸台風	光明園開設	第二次世界大戦終結	日本国憲法施行	特効薬「プロミン」 優生保護法施行
内容		「ハンセン病は伝染病であり、隔離が最も有効」とされる	生活拠点のない放浪患者の隔離が始まる	邑久光明園の前身 大阪市	「らい菌の感染力は微弱で、必ずしも絶対隔離を必要としない」とされる	初代園長に光田健輔氏が就任	在宅患者も収容する絶対隔離が本格化 官民で「無癩運動」が展開される	外島保養院が壊滅 患者死亡者数173名	1941（昭和16）年に国立移管され、邑久光明園と改称			国内の療養所で普及し始める ハンセン病患者への断種・堕胎が合法化される

年	1953 (昭和28)	1956 (昭和31)	1972 (昭和47)	1976 (昭和51)	1981 (昭和56)	1988 (昭和63)	1996 (平成8)	2001 (平成13)	2009 (平成21)	2011 (平成23)	2018 (平成30)
出来事	らい予防法施行	らい患者の救済と社会復帰に関する国際会議（ローマ会議）	長島架橋促進入園者委員会発足	台風17号襲来	多剤併用療法（MDT）	邑久長島大橋開通	らい予防法廃止	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟	ハンセン病問題基本法施行	長島両園の将来構想策定	邑久長島大橋開通30周年
内容	入所者の声は届かず、強制入所、外出禁止等の規定は癩予防法から引き継がれる	差別待遇の撤廃を決議。日本の隔離政策に非難が集中		長島両園でも土砂崩れなど甚大な被害	WHO（世界保健機関）が推奨開始	入所者、国、県、旧邑久町、地元住民の協力により16年の歳月を経て完成	89年に渡る日本の隔離政策が終結。予防法の見直しが遅れたこと等について厚生大臣が謝罪	熊本地裁の原告勝訴判決を受けて、控訴断念を内閣総理大臣が表明	回復者の社会復帰支援や名誉回復、療養所の地域開放、歴史的建造物の保存を通じてハンセン病問題への正しい知識の普及を図ることなどが盛り込まれる		邑久長島大橋

■ ハンセン病問題 ■

現在、長島両園を含む全国 13 の国立ハンセン病療養所にはハンセン病の治療を受けている方はおられません。有効な治療薬が開発される前の症状を後遺症として持つ障がい者で、家族や社会とのつながりを断たれた上で療養所に隔離され、断種・堕胎をはじめとする数々の人権侵害の中を生き抜いて来られた高齢者の方々です。

ハンセン病問題基本法は、「ハンセン病問題」を「国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの」(第1条)と規定します。社会に今なお残るハンセン病に対する偏見と差別こそが「ハンセン病問題」です。

長島両園にはそれぞれ納骨堂があります。病気を治療する療養所内になぜ納骨堂があるのか、なぜ亡くなくてもなお故郷に帰れない方々がおられるのか、それは「ハンセン病問題」が未だに解決されていないことを示しています。「ハンセン病問題」を解決できるのは、ハンセン病回復者の皆様ではありません。私たち一人一人です。

◆ハンセン病問題に関心を持ち、正しい知識を広めていくことでハンセン病問題の解決を目指しましょう。



長島愛生園納骨堂



長久光明園納骨堂

すすめる会・岡山の取り組みについて

■ 国立療養所長島愛生園 ～人権学習に向けた取り組み～ ■

《長島愛生園歴史館関連（平成29年度）》

長島愛生園には国立療養所第1号としての歴史資料や歴史的建造物が数多く存在しており、学校教育及び社会人の体験学習の場として今では年間約12,000名の皆様に来園見学いただいています。当園では、年間を通して以下のとおり人権教育やハンセン病に対する正しい理解の普及啓発に努めています。

☆隔離の歴史を辿るツアー「長島愛生園見学クルーズ」：5～9月（400名）

☆長島愛生園見学バスの運行：10～4月（約300名）

☆企画展「十坪住宅をめぐる視線」：5月～

☆長島資料・証言保存プロジェクト（音声・ビデオ）

☆4月～10月迄の歴史館来館者 8,287名（前年同月比1,000名増）

《国の登録有形文化財申請（世界遺産登録関連）》

日本におけるハンセン病の歴史を広く正しく後世に伝えるためには、歴史的建造物等の保存が不可欠であることから、現在、瀬戸内3園の歴史的建造物を世界遺産登録することを目指した取り組みがなされています。当園でも、世界遺産登録に向けた準備として、まずは国の登録有形文化財への申請を行うこととし、現建物の調査等を行い、申請に必要な書類を作成中です。対象となる主な歴史的建造物は以下の通りです。



国立療養所長島愛生園 歴史回廊
(国の登録有形文化財申請予定物件を含む)
航空写真

介護サービス施設の誘致



2016（平成28）年2月1日、邑久光明園敷地内に、特別養護老人ホーム「せとの夢」（入所50名、ショートステイ10名）が開設しました。これは、2011（平成23）年3月に「すすめる会・岡山」により策定された当園の将来構想に基づく、療養所の地域開放の一環です。開設後早速に当園入所者、特養入居者・家族の方、地域の住民が招かれ、設置者である「愛あい会」主催のお花見交流会が開かれました。当園の桜も見頃を迎え、多くの参加者に喜んでいただきました。今後も色々な催し物を通じて、特養入居者及び地域住民との交流を進めて行きたいと考えています。

人権啓発パネル展示会



例年1月の「世界ハンセン病の日」及び6月の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せて、道の駅や公共施設等で人権啓発パネル展示会を開催しています。この展示会は、邑久光明園の歴史や入所者の生活の様子を通して幅広い世代の方々にハンセン病問題にふれていただくことを目的とし、更にハンセン病療養所唯一のゆるキャラ「こみょたん」に登場してもらい、「いじめ・差別のない社会を実現しよう」というメッセージをお伝えしています。これからも初めての方にもリピーターの方にも「見に来て良かった」と、趣旨にご賛同いただけるよう、工夫・継続に努めます。

語り部講演会・パネル展



ハンセン病問題の正しい理解を進め、偏見・差別の解消を図るため、毎年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」前後に、ハンセン病療養所入所者による語り部講演及びハンセン病問題普及啓発DVDの上映会を開催しています。

また、この期間、県庁県民室において、ハンセン病療養所の歴史、ハンセン病の正しい理解などのパネル展を開催しています。

地域交流事業の実施



ハンセン病療養所入所者の地域交流の促進を図ることにより、県民にハンセン病の正しい理解を広め、偏見・差別の解消に資するため、ハンセン病について正しい理解を深めようとする団体が県内で実施する入所者との交流活動に対して、補助事業を実施しています。

また、ハンセン病療養所全体での社会復帰を支援するため、地元の学校または小中学生を含む団体が、ハンセン病療養所を訪問して行う、入所者との交流活動に対して、補助事業を実施しています。

インターネット回線の高速化



2014（平成 26）年 3 月、長島を含む裳掛地区内のインターネット回線の高速化を目指し長島両園と瀬戸内市が協定書を締結、2015（平成 27）年 4 月に 3 者がそれぞれ 2 千万円を負担する形で裳掛地区内に光ブロードバンドのサービス提供が開始され、同年 11 月には長島両園の事務ネット環境の高速化が実現されました。

長島健康ウォーク



身近な人権課題を生かした人権教育学習として、また、ハンセン病の正しい理解とハンセン病問題について学習する機会として毎年、長島愛生園と邑久光明園の 2 つの国立療養所を会場に隔年で実施しています。

第 10 回となる 2017（平成 29）年 11 月 11 日には市内外からの参加者があり、邑久光明園入所者自治会副会長の山本英郎さんから邑久光明園の歴史や園での生活について説明を受けました。また、新たに着任された太田学芸員さんの引率のもと、しのびづか公園や監禁室など施設内をウォークしながら説明を受け理解を深めました。

■ 労働組合（岡山県医労連、全医労中国地方協議会・長島支部・光明園支部） ■

夏祭りに出店する光明園支部



長島愛生園、邑久光明園では、医師・看護師・介護員・事務・給食・設備などの多職種にわたり約 640 人の職員が働いています。（2017（平成 29）年 5 月 1 日現在）全医労長島支部・光明園支部は両園で働く職員の労働組合で、働く者の権利を守り、労働条件を改善する活動を行っています。

2006（平成 18）年には「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会」の設立に関わり、2008（平成 20）年の「ハンセン病問題基本法」成立にあたっては、入所者や支援団体とともに全国的な署名運動に取り組みました。また「すすめる会・岡山」には発足当時から参加しています。

私たちにとって最大の関心は職場の将来です。この職場にいつまでいられるのか、日々不安を感じながら働いています。

医師・看護師・介護員が不足しており募集をしていますが、療養所の将来に不安を持ち、就職を躊躇する方も少なくないはずです。

将来にわたり入所者に医療・看護・介護・生活サービスを提供するため、またみずからの雇用の安定確保に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関へのはたらきかけを行っています。

■ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団、ハンセンボランティア「ゆいの会」■

ハンセン病問題の全面的解決に向けての厚労省への政策提言と協議



瀬戸内弁護団は、1999（平成11）年11月にハンセン病違憲国賠訴訟を岡山地裁に提訴しました。2001（平成13）年5月11日の西日本訴訟熊本判決後、岡山訴訟は、西日本訴訟、東日本訴訟と共に順次和解により訴訟は終結しました。

また、3弁護団は、その後も、韓国のソロクト訴訟・台湾樂生院訴訟、さらにハンセン病家族訴訟などにも取り組んできました。

他方で、熊本判決後、3弁護団で構成する全国弁護団連絡会は、全療協、全国原告団協議会とともに統一交渉団を結成し、現在まで、年1回のハンセン病問題対策協議会（座長厚労副大臣）及び定期的な実務レベルでの作業部会を開催し、ハンセン病問題の全面的解決を目指して、謝罪・名誉回復、在園保障・社会復帰・社会内生活支援、真相究明、将来

構想などのテーマについて、協議を重ねています。このような協議会や作業部会等を通じて、ハンセン病問題に関するさまざまな政策提言等を行い、国に政策に反映させてきました。

現在、統一交渉団も、さまざまな問題に取り組んでいます。その一つが、ハンセン病療養所の歴史的建物・史跡の保存を含む、ハンセン病療養所の永続化です。これは、療養所を我が国の誤ったハンセン病政策の歴史を後世に語り継ぎ、将来の世代に向けた人権教育の場とするため、永久に残すという取り組みです。

ハンセンボランティア「ゆいの会」の活動



ハンセンボランティア「ゆいの会」は、2001（平成13）年5月のハンセン病違憲国賠訴訟熊本判決以降、長島で社会復帰を希望する入所者の声が聞かれ、翌02（平成14）年に弁護団と医療ソーシャルワーカーらが中心となり、社会復帰を希望する方が、安心して社会復帰できる環境を整えるために、ボランティアを養成する講座を始めたことが始まりです。2003（平成15）年に第1回の養成講座を開催し、その後も、現在まで毎年1回、市民の方々を対象としたボランティア養成講座を開催しています。

現在のゆいの会の活動は、多岐にわたりますが、愛生園の歴史館等でのガイドボランティア、病棟内の部屋での入所者の方との交流がメインのふれあいボランティア、外出や買い物の付添い、啓発展示会の手伝いのボランティアなどを行う一方で、ハンセン病問題に関する講演会やシンポジウ

ムなどの市民向けの企画を主催しあるいは他の団体と共催しています。

さらに2年ほど前から、療養所に残る歴史的建造物や史跡の保存に関する活動も積極的に行っています。とくに力を入れて取り組んでいるのは、戦前に絶対隔離政策を進めるために、民間の寄付を募り、患者作業で建てた「十坪住宅」の補修保存運動に力を入れています。これには、愛生園、同園の入所者自治会のほか、学者、地元の建築士・棟梁や学生の方々など多くの方々の支援も得ており、また多くの市民の方々からも署名・募金も頂いています。

将来構想の改正

長島両園それぞれの将来構想が策定されて5年目となる2016（平成28）年度、「すすめる会・岡山」は将来構想改正の検討を開始し、以下の新規4施策を追加記載することが2017（平成29）年7月に開催された第32回定例会にて正式に承認されました。

追加記載4施策の名称	実施関係団体					
	国	療養所	県	市	入所者	市民等
雇用の安定確保 ・将来にわたり、安心して勤務できるよう雇用の確保に務める	●	●			●	
世界遺産登録へ向けての取り組み ・NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会への協力 ・関係団体への要請	●	●	●	●	●	●
人権を守る体制づくり ・人権擁護委員会の運営	●	●			●	●
芸術活動による島の活性化及び交流の促進 ・芸術祭やコンサートの開催、入所者作品の保存活用に向けた体制づくり ・芸術家及び団体への協力、地域の人々と入所者との交流促進	●	●	●	●	●	●

ハンセン病療養所の世界遺産登録を目指す取り組み

- 特定非営利活動 (NPO) 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 -

ハンセン病療養所の世界遺産登録へ向けての取り組みに関する「すすめる会・岡山」での審議経緯は以下のとおりです。

2013 (平成 25) 年 9 月	長島両園関係者により「長島の世界遺産登録をめざす準備会」が結成される。
2015 (平成 27) 年 4 月	全国ハンセン病療養所入所者協議会 (全療協) が瀬戸内 3 支部 (長島愛生園・邑久光明園・大島青松園) が世界遺産登録運動を行うことを支持。
2017 (平成 29) 年 1 月	第 30 回定例会にて、「すすめる会・岡山」が次の理由により NPO 法人を世界遺産登録運動の推進母体とすることを承認。 ・社会的信用を得るためには任意団体では限界があるため法人化し、合意形成プロセスと活動資金の透明化を図ること ・非営利を目的とする法人とすること ・ハンセン病問題に関心のある多くの人々の共感を得られ、この取り組みに直接参加できる機会のある法人であること
2017 (平成 29) 年 4 月	第 31 回定例会にて、「すすめる会・岡山」が NPO 法人の設立準備委員会の設置 (事務局：瀬戸内市市民課) を承認。
2017 (平成 29) 年 7 月	第 32 回定例会にて、「すすめる会・岡山」が長島両園の将来構想それぞれに「世界遺産登録へ向けての取り組み」を新たな施策として追加記載することを承認。
2017 (平成 29) 年 7 月～10 月	NPO 法人設立準備委員会を 3 回開催。
2017 (平成 29) 年 10 月	第 33 回定例会にて、「すすめる会・岡山」が NPO 法人設立準備委員会の審議結果について一部修正の後、承認。

NPO 法人設立総会 (2017 (平成 29) 年 11 月 14 日 邑久光明園ふれあいホール)

会員 20 名の出席の下、設立総会にて役員、定款及び設立趣旨等の審議事項は全て全会一致で議決され、NPO 法人が設立されました。選出された法人理事 (敬称略) は以下の通りです。

- ☆理事長 (山陽放送株式会社代表取締役会長) 原 憲一
- ☆副理事長 (大島青松園入所者自治会長) 森 和男
- ☆理事 長島両園自治会長、長島両園長、瀬戸内市長、マスコミ関係者、学識経験者、裳掛地区市民、瀬戸内市市民部長



NPO 法人役員による記念撮影

—— NPO 法人定款 (一部抜粋) ——

(名称)

- 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会という。
英語名を Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council とする。

(事務所)

- 第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地に置く。

(目的)

- 第 3 条 この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ユネスコ世界文化遺産登録に向けた学術調査事業
- (2) ユネスコ世界の記憶登録に向けた学術調査事業
- (3) 歴史的建造物・史跡等を保存し、広く世界に対する社会的人権教育の場を提供する事業
- (4) ユネスコ世界文化遺産及び世界の記憶登録に向けた啓発交流推進事業
- (5) (1) から (4) の達成を目指す国際的な取り組みを推進する事業
- (6) 国登録有形文化財 (建造物) 及び国指定史跡の登録に向けた学術調査事業
- (7) ハンセン病患者に対する隔離政策の歴史を地域の歴史として検証する事業
- (8) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

瀬戸内市 世界遺産 NPO



NPO 法人

NPO 法人 会員 募集

現在、2018（平成30）年度のNPO法人会員を募集しています。法人の趣旨や目的にご賛同いただける多くの皆様からご入会いただけますようお願い申し上げます。入会方法等に関するお問い合わせは、法人設立準備委員会事務局（瀬戸内市市民課0869-22-3922）までお問い合わせください。

会 員 種 別	会 費（年会費）	定 義
個 人 正 会 員	5,000 円	この法人の目的に賛同し、法人の運営に積極的に協力すべく入会した個人（学生を含む。）及び団体です。法人の総会において表決権を行使できます。
学 生 正 会 員	2,000 円	
団 体 正 会 員	10,000 円	
個人応援会員	一口以上（一口 1,000 円）	この法人の事業に賛同し入会した個人及び団体です。法人の総会において行使できる表決権はありません。
団体応援会員	一口以上（一口 3,000 円）	

※入会金は会員種別にかかわらず無料です。



瀬戸内市応援寄附（ふるさと納税）



瀬戸内市では全国の個人の皆様から「ふるさと納税」として当市にご寄附いただいた一部を 2018（平成 30）年度以降に NPO 法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会へ補助金として交付し、ハンセン病療養所の世界遺産登録を支援する予定です。

※補助金の交付は、2018（平成 30）年度以降の予算の成立が前提となります。

当市に「ふるさと納税」としてご寄附いただける際には、寄附の使途として「人権に関する事業」を指定いただき、ハンセン病療養所の世界遺産登録をご支援くださいますようお願い申し上げます。

※瀬戸内市の「ふるさと納税」については、以下のインターネットページをご参考ください。

瀬戸内市 ふるさと納税

検索



瀬戸内市マスコット「セットちゃん」



ふるさと納税

※総務省通知により瀬戸内市内在住の皆様への返礼品送付は行っておりません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。



セット内容
 ☆長島両園機関誌（最新号）
 ☆愛生園絵はがきセット
 ☆光明園盲人会編「白杖」（昭和 30 年代の再版）
 ほか

— この小冊子に関するお問い合わせ先 —

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山事務局（瀬戸内市市民部市民課）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

TEL:0869-22-3922 FAX:0869-22-3973 mail:jinken@city.setouchi.lg.jp